

さいがい 災害への備えはできていますか？

じゅうたく たいしんか 住宅の耐震化は できていますか？

▶昭和56年5月31日以前に建築の場合

⇒耐震改修をしていなければ、
耐震性がない可能性があります。

- 耐震診断を受けられます
- 耐震改修の補助が受けられます

担当:住宅課 880-6558

びちく さいてい みっかぶん 備蓄は、最低で3日分 かのう 1しゅうかんぶん 可能であれば1週間分

土砂災害警戒区域などで孤立する危険性がある場合は、2週間以上の備蓄が望ましいです。

避難に備え、非常持出品(マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)と一緒に、持ち出しできるように用意しましょう。

かぐ こてい 家具などは固定しましょう

地震で家具や家電が倒れると、ケガや避難経路をふさぐ原因となる可能性があります。

タンスや食器棚等の特定の家具・家電を固定する費用を補助する制度があります。申請後、南国市が委託している業者が取付に伺います。

担当:危機管理課 880-6575

ひなんさき かくにん 避難先を確認しましょう

ハザードマップで、最寄りの避難所や避難経路を確認しましょう。

自宅に耐震性があり、洪水浸水想定区域や津波浸水区域等から離れている場合は、自宅に避難することも選択肢の一つです。

ハザードマップが必要な方は
下記の担当課までご連絡ください。

担当:福祉事務所 880-6566

ひなんほうほう かんが 避難方法を考えましょう

避難支援は、原則として家族が行う必要があります。特に風水害の際は、事前に避難を行うことができます。ご家族と相談しておきましょう。

ご家族が近隣にいない方は、避難行動要支援者登録制度を活用して、民生児童委員や自主防災組織等の地域の方に知ってもらいましょう。

さいがいじ おくすり しょうち 災害時のお薬や処置に そうだん ついて、相談しましょう

主治医や看護師などに相談し、お薬や処置に必要なガーゼ・カテーテル・パウチ等は、予備を備えておきましょう。避難の際はお薬手帳も忘れずに！

万が一、医療スタッフによる処置が受けられない場合も想定して、事前に対処方法を主治医に確認しましょう。

いりょう しょうがい かいご 医療・障害・介護サービス う ばあい そな が受けられない場合に備え ましょう

万が一、サービスが受けられなくなった場合も想定して、対処方法を確認しておきましょう。

事前にご家族で可能な介助や処置であれば、災害時に対応できるように、主治医等から指導を受けておきましょう。

ひつよう しょうち かいご しんしん 必要な処置・介護や心身の じょうたい つた 状態について、伝えられるよ うにしましょう

災害時は、平時に利用していない事業所や医療機関、支援団体から医療や介護を受ける可能性があります。

その際に心身の状態や処置、介護などをきちんとお伝えできるようにしておきましょう。



こんな時、どうしたらいいの？



しょうがいなど ひなんじょ 障害等で避難所での しゅうだんせいかつ むずか とき 集団生活が難しい時

大規模災害発生時は、配慮が必要な方向けに福祉避難所を開設します。開設には時間を要するため、まずは安全な場所への避難をお願いします。

避難行動要支援者登録申請書には、「(理由)のため、集団生活が難しいです」と記入してください。

なんこくし ようい びちく きゅうじょ げんかい
南国市で用意できる備蓄や救助には、限界があります。
じしん かぞく いのち まも
ご自身やご家族の命を守るために、
さいがいじ そな きょうりょく ねが
災害時の備えにご協力をお願いいたします。



この書類に関するお問い合わせ先 南国市福祉事務所 地域福祉支援係

TEL 088-880-6566(直通)

FAX 088-863-1167(代表)

メール(【南国市】電子申請サービス)

※QRコードをカメラで読み取ってください

